

生成 AI の責任ある利用に向けた愛知学院大学ガイドライン（教職員向け）

1.本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、本学の業務において生成 AI(Generative AI)の責任ある利用に向けて定められたものです。生成 AI は業務を支援し、効率化を促進する強力なツールとなりえます。例えば、誤字脱字チェック、議事録の作成・要約、アイデア提案、広報用の画像生成、マクロの作成などが挙げられます。他方、情報セキュリティ、コンプライアンス、著作権など、生成 AI の利用にあたり留意すべき重要事項が存在します。生成 AI はあくまで人間の判断を補助するツールにすぎません。生成 AI の利用に関する責任は、生成 AI それ自体ではなく、これを利用する個人や組織が全面的に負うことを理解しなければなりません。

本学では、すべての教職員が、生成 AI の利用が適正なものであることにつき、学内教職員及び学外に対しても明確な根拠に基づき合理的な説明ができることを求めます。本ガイドラインに基づき、生成 AI を責任ある形で利用し、本学の業務の質の向上および信頼性の維持・向上につなげてください。

なお、本ガイドラインは、付録に掲載した各研究機関・企業・学会の生成 AI ガイドラインを参考にして作成されました。また、このガイドラインは定期的に更新されます。

2.生成 AI の構造とガイドライン

生成 AI は、①ユーザーの入力したデータや指示文等に対して、サービス提供元の AI が何らかの処理（保管、解析、生成、学習等）を行ない、②テキスト、画像、音楽、ビデオ、コード等を出力（以下、AI により生成された内容を「生成物」と呼びます）するという 2 段階の構造を有しています。

本ガイドラインでは、生成 AI の構造に応じて、

▼生成 AI の利用に関する原則

▼データ等の入力段階に際して注意すべき事項

▼生成物の利用段階に際して注意すべき事項

を提示します。

3.生成 AI の利用に関する原則：説明責任

本学の教職員は、以下の 3 つの事項（①公正性、②内容の正確性、③法令遵守）に留意しながら、生成 AI の利用が適正なものであると判断した根拠を説明できるように努めてください。

① 公正性：学習データやアルゴリズムが原因で、生成物には偏見・差別・格差を助長

する内容が含まれる場合があります。「多様な価値観をもつ人々と積極的に意思疎通のできるコミュニケーション力」の修得が本学のディプロマ・ポリシーであることに鑑み、すべての教職員は、生成物の利用に際して、その内容が他者の尊厳を害するものではないと判断した根拠を説明できるように生成物を吟味してください。

- ② 内容の正確性：古い情報あるいは正誤のチェックがされていない情報を学習したことが原因で、生成物には誤った情報が含まれている場合があります。「社会の種々の課題を発見し、情報を収集して、論理的に分析・思考し、解決する」力の修得が本学のディプロマ・ポリシーであることに鑑み、すべての教職員は、生成物の利用に際して、その内容が正確であることを判断した根拠を説明できるように生成物を吟味してください。

- ③ 法令等遵守：生成物の「生成・利用」する段階において、情報漏洩または著作権侵害が生じる場合があります。ユーザーが入力した情報は、AI の学習データとして利用及び出力するために利用されることがあります。そのため生成 AI サービスの提供元やその利用者に情報が漏洩してしまうおそれがあります。また、生成物が既存の著作物と「同一」または「類似」しており（類似性）、かつ、その出力結果が既存の著作物に基づき作られたものであること（依拠性）を満たす場合は、著作権侵害が生じる可能性があります。すべての教職員は、生成 AI の利用に際して、法令等に遵守していると判断した根拠を説明できるようにしてください。

4.データ等の入力段階に際して注意すべき事項

(1)入力データ

生成 AI に入力するデータは多種多様なものが含まれます。入力内容は、学習データとして利用される可能性があります。もし学習データとしての利用を禁止（オプトアウト）したとしても、提供元のサービス向上のためにデータが閲覧される可能性や、他企業に入力データが譲渡される可能性は残ります。

秘密保持の観点から、公開されている生成 AI に対しては、以下の分類に従いデータを入力することを推奨します。

外部に公開されており、入力しても問題が無いもの（一例）	- 公刊されている研究 - 教職員の公開情報 - 大学全体の方針 - プレスリリース - 公刊された年次報告書 - オープンソースコード - 公開された特許
公開が予定されているものの、その入力にあたってはダミーデータに置き換える	- 研究論文の草稿の一部 - 助成金申請書類の草稿の一部

ほか学習禁止の設定を行うなど、特に注意を要するもの（一例）	
公開が予定されていない情報、秘密として管理されている情報、流出すると損害が生じる情報であるため、入力が禁じられているもの（一例）	- 学生を特定できる情報 氏名 学籍番号 住所 性別 生年月日 専攻 家族 個別の成績 全体の成績 授業出席記録 学内の雇用情報等 - 教職員の人事記録 - 非公開の研究記録 - セキュリティシステム情報 - 査読者として取り扱う原稿論文および査読レポート

ただし、現在は本学にて導入されていませんが、将来、外部とネットワークで繋がっておらず、機密性が担保されたローカルな生成 AI ツールを導入する場合は、ガイドラインの見直しが必要となります。

(2)指示文に関して

差別・偏見を助長する内容、事実誤認を引き起こす内容、法令等の侵害を引き起こすような内容を生み出す指示文の入力は避けてください。例えば以下のような指示文の入力は固く禁じます。

非倫理的・差別的な内容を求める指示文	「特定のグループや人物を中傷するようなコメントを作成してください。」 「面接で応募者を不採用にするために、適当な理由を作ってください。」
虚偽や歪曲した情報を意図的に求める指示文	「授業評価アンケートに基づいて教員コメントを自動で作成してください。」 「実際には存在しない統計データを作成してください。」 「私の主張に有利になるような架空の文献を作成し、それを引用してください。」
法令等の侵害を引き起こすような指示文	「学生の奨学金申請書（氏名・住所・収入情報）を整理・分析してください。」 「入試志願者の個別面接記録をもとに合否判断をしてください。」 「▲▲学の成績表を添付しました。成績が芳しくない学生のリストを作成し、分析をお願いします。」

	「学生の氏名と連絡先一覧を渡しますので、これを整理してまとめてください。」 「学生相談記録（氏名・相談内容）を添付します。傾向分析をしてください。」 「広報用にマスコットキャラクターを作りたいです。〇〇〇（有名なアニメキャラクター）に似たキャラクターの画像を作成してください。」
--	--

5.生成物の利用段階に際して注意すべき事項

(1)生成物の利用に際して

出力された生成物を利用する際には、その生成物に次の各号に定める内容が含まれていないことを確認してください。

- ① 差別・偏見を助長し、他者の尊厳を害することとなる内容
- ② わいせつ、グロテスク、暴力的または犯罪奨励的な内容
- ③ 人の名誉や信用を害する内容または人を不快にさせる内容
- ④ 誤った内容または人に誤解を与える可能性のある内容
- ⑤ AI 生成物の利用により第三者の権利を侵害することとなる内容
- ⑥ 本学の理念、倫理、業界慣行及び一般常識に照らして不適切な内容

(2)生成 AI の適正な利用に向けた組織的な取組みの推奨

生成物を対外的に公開・利用する場合には、学内の関係機関（公開者の所属学部・学科・研究科、部署、及びその長）に以下の事項を報告することで、生成 AI の利用の適正さを組織として担保することを推奨します。

- ① 対外的に公開・利用する予定の生成物
- ② 当該生成物の生成にあたって入力したデータ及び指示文の内容
- ③ 利用した生成 AI の名称
- ④ 「(1)生成物の利用に際して」にて列挙した各号の確認
- ⑤ 生成物の内容の正確性等をチェックする際に依拠した文献又は Web サイト

(3)説明責任を果たすためのプラクティス

【生成物が画像の場合】

生成物が既存の著作物に類似していないかを、複数名により確認することを奨励します。確認の方法として、例えば Google 社が提供するサービス「Google レンズ」を用いたチェックが考えられます。

【生成物が統計的手法による解析結果の場合】

生成物が統計的手法による解析結果の場合、その解析結果の背後にある統計学的基礎

を理解し、その妥当性を説明できるようにしてください。例えば、生成 AI に対して、計算過程と利用したコードを開示させ、それらの妥当性を検証してください。特に、複雑な統計分析や重要な意思決定に関わる結果については、学内・学外の専門家により妥当性評価を受けることが望ましいです。

【生成物がプログラムコードの場合】

生成物がプログラムコードの場合、そのプログラムの挙動を理解し、問題の無い形で運用できることを説明できるようにしてください。生成されたコードをそのまま実行環境に組み込むのではなく、必ず動作テストやコードレビューを実施し、挙動の安全性・妥当性を検証してください。コードに含まれる関数やライブラリが意図した機能を適切に果たしているか、またセキュリティ上の脆弱性がないかを確認してください。必要に応じて、生成 AI が出力したコードに関して、専門家や情報システム担当部署による第三者レビューを依頼し、問題点が無いことを確認してください。

6.授業時における生成 AI の利用プラクティスについて

教育上の観点からは、生成 AI の利用に関する責任は、これを利用する個人や組織が全面的に負うことを学生に伝える必要があります。そのような感覚を醸成するには、次のようなプラクティスが考えられます。

第一に、学修活動において生成 AI を利用した場合は、レポートや論文などの提出物において、生成 AI を利用した旨を明記させることが考えられます。明記にあたっては、利用した生成 AI ツールの名称、利用用途、入力したプロンプトの内容（概要）、出力（関連部分）、利用した日付などを記載することが考えられます。

第二に、レポート等の引用文献に関する説明責任を学生に負わせることが考えられます。例えば、教員が事前に指定したデータベース（例えば CiNii、J-Stage、Google Scholar）に掲載されていない文献を学生が引用していた場合、その文献の所在を学生に明らかにするよう求め、もしそれでも文献の所在が不明確なままであればこれを成績上、不利益に扱うことが考えられます。

付録

一般社団法人日本ディープラーニング協会が提供する「生成 AI の利用ガイドライン（第 1.1 版）」を基礎に、以下の資料を参考にすることで作成されました。今後のガイドラインの更新を確実なものとするために文献を列挙します。

- ・富士通株式会社「生成 AI 利活用ガイドライン」（<https://global.fujitsu/ja-jp/technology/key-technologies/news/ta-generative-ai-utilizationguideline-20240112>）
- ・European Commission, Living guidelines on the responsible use of generative AI in

research, available at https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/2b6cf7e5-36ac-41cb-aab5-0d32050143dc_en?filename=ec_rtd_ai-guidelines.pdf

・ Harvard University, Initial guidelines for the use of Generative AI tools at Harvard, available at <https://www.huit.harvard.edu/ai/guidelines>

- ・ 上野達弘=奥邨 弘司『AI と著作権』（勁草書房, 2024 年）
- ・ 松尾剛行『ChatGPT と法律実務』（弘文堂, 2023 年）

この文書の問い合わせ先：総務課